

2025（令和7）年度

外部評価報告書

九 州 産 業 大 学
九州産業大学造形短期大学部

目 次

I	外部評価委員会の実施概要	1
II	外部評価委員による評価までの経緯等	1
III	外部評価委員名簿	2
IV	外部評価委員による外部評価結果	3
	設問1： 第2章 内部質保証について【九州産業大学】	3
	同 【九州産業大学造形短期大学部】	3
	設問2： 第4章 教育・学習について【九州産業大学】	4
	同 【九州産業大学造形短期大学部】	4
	設問3： 第10章 大学運営・財務について【九州産業大学】	5
	同 【九州産業大学造形短期大学部】	5
	その他： 全般に対する意見	5
V	委員会資料	
	① 外部評価委員会 名簿一覧	
	② 配付資料一覧	
VI	参考資料	
	① 外部評価委員会規程	
	② 内部質保証システム（イメージ図）	

2025（令和7）年度 外部評価報告書

I 外部評価委員会の実施概要

1. 日 時 : 2025年10月14日（火）14時50分～16時56分
2. 場 所 : 学校法人中村産業学園 本館3階大会議室
3. 評価項目 :
 - (1) 「第2章 内部質保証」
 - (2) 「第4章 教育・学習」
 - (3) 「第10章 大学運営・財務」
 - (4) その他の自己点検・評価項目及び学園業務等全般

（参考）

※2025（令和7）年度外部評価委員会の評価方法について
(九州産業大学・九州産業大学造形短期大学部)

- 設問1 : 第2章 内部質保証について
設問2 : 第4章 教育・学習について
設問3 : 第10章 大学運営・財務について

委員会終了後、評価項目である3点（設問1～3）について、4段階（4 大変適切である 3 概ね適切である 2 やや適切ではない 1 適切ではない）に関し、評点を付して外部評価結果を提出いただいた。

なお、委員会時に聴取できなかった意見については、後日事務局へメールにて提出していただいた。

II 外部評価委員による評価までの経緯等

- ・ 9月8日（月）
外部評価に係る資料（九州産業大学・九州産業大学造形短期大学部 自己点検・評価報告書等）を送付
- ・ 9月22日（月）～9月26日（金）
外部評価委員とオンラインにて、事前ヒアリングを実施
- ・ 10月14日（火）
2025（令和7）年度 外部評価委員会

III 外部評価委員名簿

(五十音順・敬称略)

No.	役職	氏 名	所 属 等 (2025年10月14日現在)
1	委員長	岩 崎 和 人	学校法人中村産業学園 理事長 (九州産業大学・九州産業大学造形短期大学部)
2	委員	工 藤 宏 敏	福岡県教育庁 教育振興部 高校教育課 主幹指導主事
3	委員	坂 田 茂 樹	福岡県 人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 局長
4	委員	津 野 喜久代	九州電力株式会社 執行役員 ビジネスソリューション統括本部 人材活性化本部長
5	委員	戸 川 康 彦	株式会社西日本シティ銀行 取締役常務執行役員
6	委員	深 堀 聰 子	九州大学 未来人材育成機構 評価・改善支援部門 部門長 教授
7	委員	吉 村 利 夫	福岡女子大学 学長特別補佐 国際文理学部 環境科学科 教授

※ 委員長の岩崎和人（学校法人中村産業学園理事長）は、外部評価委員会の議事進行に務め、評価は行わない。

IV 外部評価委員による外部評価結果

設問1：第2章 内部質保証について

- 九州産業大学及び九州産業大学造形短期大学部自己点検・評価報告書等に基づき外部評価を行い、以下の評価（評点）結果及び主な意見等について記載する。

【九州産業大学】

(評点) [評点…4 大変適切である 3 概ね適切である 2 やや適切ではない 1 適切ではない]

委員	委員	委員	委員	委員	委員	平均
4	4	4	4	3	3	3.7

【九州産業大学造形短期大学部】

(評点) [評点…4 大変適切である 3 概ね適切である 2 やや適切ではない 1 適切ではない]

委員	委員	委員	委員	委員	委員	平均
4	4	4	4	3	3	3.7

(評価及び委員会における主な意見等)

【大学・短大】

- 自己点検・評価報告書に「問題点が見当たらない」との記述が見られたが、内部質保証委員会の意見書では多くの課題が指摘されており、両者の間に整合性が取れていない。客観的な事実に基づき、改善の余地を率直に記述することで、報告書の完成度を高めるべきである。
- 若年層への訴求力を高めるため、Instagram や TikTok 等の SNS を戦略的に活用し、静止画中心から動画も取り入れた分かりやすい情報発信への転換が求められる。

【大学】

- 大規模組織においてトップの意図が現場に浸透しにくいという課題に対し、現場の課題を吸い上げ、改善策を議論する「VUP MTG」を定期的に開催していることは、組織内の意思疎通と相互理解を促進する有効な工夫として評価できる。
- 自己点検・評価が形式的な作業に留まらず、全学アセスメント・ポリシーに基づき各学部・学科レベルでの PDCA サイクルに落とし込まれ、実質的な改善に繋がる仕組みが機能している点が確認された。
- 教育研究活動の質の保証・向上に向けた各種制度は構築されている。これらの制度の実質化に引き続き取り組むことが望まれる。

設問2：第4章 教育・学習について

- 九州産業大学及び九州産業大学造形短期大学部自己点検・評価報告書等に基づき外部評価を行い、以下の評価（評点）結果及び主な意見等について記載する。

【九州産業大学】

(評点) [評点…4 大変適切である 3 概ね適切である 2 やや適切ではない 1 適切ではない]

委員	委員	委員	委員	委員	委員	平均
4	3	4	3	3	3	3.3

【九州産業大学造形短期大学部】

(評点) [評点…4 大変適切である 3 概ね適切である 2 やや適切ではない 1 適切ではない]

委員	委員	委員	委員	委員	委員	平均
4	3	4	3	3	3	3.3

(評価及び委員会における主な意見等)

【大学】

- 「子ども理科実験教室」が 20 年以上継続され、理科教員やサイエンスコミュニケーターを輩出している実績は、学生の能力育成と地域貢献を両立する、非常に意義深い取り組みとして高く評価できる。
- 2027 年の開設を目指す「観光 MBA」は、社会のニーズを捉えた先進的な取り組みであり、今後の積極的な情報発信と展開が期待される。
- DP (ディプロマ・ポリシー)、コンピテンシー、授業科目の関連性をより精緻化し、学習成果の可視化を一層推進する必要がある。特に、大学が定める 16 のコンピテンシーは数が多く複雑なため、学生の理解と活用を促す観点から簡素化を検討すべきである。
- 本年度から導入されたクオーター制については、教育の質向上や教員の研究時間確保といった導入目的を明確にし、その達成度を測るためのエビデンスを計画的に収集・検証していくことが重要である。
- プロジェクト型教育等の成果を、学生の達成感や能力習得の証明として、デジタルバッジ等の認定制度を用いて可視化することの検討が望ましい。
- 人間科学部の自己点検・評価において、一部評価項目が B 評価となっている点は、否定的に捉える必要はなく、むしろ改善に向けた課題意識の表れとして肯定的に評価できる。改善意識の醸成という観点からも、一定の厳しさを持った自己評価は有効である。
- 大学院について、自己点検・評価報告書における記述が概略的に留まっており、具体的な取り組みや将来計画の明確化が課題であるとの印象を受けた。

【短大】

- 高い定員充足率を維持している点は評価できる。一方で、少子化を見据え、短大での学びが大学教育へどう接続されるかを、DP (ディプロマ・ポリシー) で整合させ、両者の接続を明確にすることで、大学 (芸術学部等) への編入学制度を充実させるなど、更なる魅力向上を図る必要がある。

設問3：第10章 大学運営・財務について

- 九州産業大学及び九州産業大学造形短期大学部自己点検・評価報告書等に基づき外部評価を行い、以下の評価（評点）結果及び主な意見等について記載する。

【九州産業大学】

(評点) [評点…4 大変適切である 3 概ね適切である 2 やや適切ではない 1 適切ではない]

委員	委員	委員	委員	委員	委員	平均
4	4	4	4	3	4	3.8

【九州産業大学造形短期大学部】

(評点) [評点…4 大変適切である 3 概ね適切である 2 やや適切ではない 1 適切ではない]

委員	委員	委員	委員	委員	委員	平均
4	4	4	4	3	4	3.8

(評価及び委員会における主な意見等)

【大学・短大】

- 人口減少時代においては、コア人材の確保・定着が重要な課題であり、単なる人件費管理に留まらない「人的資本経営」の視点での戦略的な議論を深めるべきである。
- 企業で取り組みが進むカスタマーハラスマント対策について、大学としても教職員を守るための方針を明確化し、外部へ公表することを検討すべきである。
- 財務状況は極めて健全であり、中期計画に基づきPDCAが的確に運用されている点を高く評価する。教育投資とのバランスを考慮し、中期財務計画の目標を見直した判断も妥当である。
- 収入の多様化に向けて、产学連携の更なる推進や、企業版ふるさと納税の導入検討など、新たな施策が期待される。

その他：全般に対する意見

【大学・短大】

- 今後、大学における「商品」は学位プログラム単位にとどまらず、モジュール単位へと移行していくと考えられる。貴学が持つ優れた教育コンテンツ（授業科目やプログラム）をパッケージ化し、他大学や高校、企業等へ提供・共有することで日本全体の教育活性化に寄与するような大きな構想を持つべきである。
- 「面倒見の良い大学」という高い評価は、CLノートの活用に代表される教職員の熱心な学生支援の賜物であり、大学の最大の強みである。この点をエビデンスと共に積極的に発信し、ブランドイメージとして確立すべきである。
- 一連の自己点検・評価に係る取り組みについて、現場の教職員には「これは単なる作業ではなく、大学をよりよくするために重要なこと」との意識を醸成し、現場の課題を大学全体で共有し、知恵を出し合って課題解決に結びつける、という視点の共有が望まれる。

V 委員会資料

2025（令和7）年度 外部評価委員会

日 時 : 2025年10月14日（火） 15時00分～17時00分

場 所 : 九州産業大学 | 本館3階大会議室

議 題 :

報告事項等

九州産業大学と九州産業大学造形短期大学部の1年間の取組み2024の紹介

【15時00分～15時10分】

1. 「第2章 内部質保証」に係る意見交換

(自己点検・評価報告書)

【15時10分～15時30分】

2. 「第4章 教育・学習」に係る意見交換

(自己点検・評価報告書)

【15時30分～16時20分】

— 休憩 —

3. 「第10章 大学運営・財務」に係る意見交換

(自己点検・評価報告書)

【16時25分～16時45分】

4. その他の自己点検・評価項目及び学園業務等全般に関する意見交換

(自己点検・評価報告書)

【16時45分～17時00分】

外部評価委員会 名簿一覧

【外部委員（五十音順）】

	氏名	所属等
1	工藤 宏敏	福岡県教育庁 教育振興部 高校教育課 主幹指導主事
2	坂田 茂樹	福岡県 人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 局長
3	津野 喜久代	九州電力株式会社 執行役員 ビジネスソリューション統括本部 人材活性化本部長
4	戸川 康彦	株式会社西日本シティ銀行 取締役常務執行役員
5	深堀 聰子	九州大学 未来人材育成機構 評価・改善支援部門 部門長 教授
6	吉村 利夫	福岡女子大学 学長特別補佐 国際文理学部 環境科学科 教授

【大学側出席者】

	氏名	所属等	内部質保証委員会 委員
1	岩崎 和人	学校法人中村産業学園 理事長 (九州産業大学・九州産業大学造形短期大学部)	—
2	北島 己佐吉	九州産業大学 学長	○
3	柳 健司	九州産業大学造形短期大学部 学長	○
4	千 相哲	九州産業大学 副学長	○
5	藤原 敦	学校法人中村産業学園 常務理事	○
6	柊田 勝司	学校法人中村産業学園 常務理事(兼) 事務局長	○
7	高原 浩之	学校法人中村産業学園 常務理事	—
8	牛見 宣博	九州産業大学 理工学部長	○
9	栗田 融	九州産業大学 芸術学部長	○
10	三浦 香織	九州産業大学 国際文化学部長	○
11	鐘ヶ江 淳一	九州産業大学 人間科学部長	○
12	黄 禧晶	九州産業大学造形短期大学部 造形芸術学科主任	—

【配付資料一覧】

- ①2025（令和7）年度外部評価委員会 評価票
【九州産業大学・九州産業大学造形短期大学部】
- ②1年間の取り組み 2024 KSU Annual Report 2024
- ③KSU プロジェクト型教育 2024年度 学部間・学外との取り組み事例

VI 参 考 资 料

外部評価委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、九州産業大学（以下「大学」という。）及び九州産業大学造形短期大学部（以下「短大」という。）における自己点検・評価活動の客観性・公平性を担保し、教育の質の向上を図ることを目的として設置する外部評価委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 外部有識者 4名以上
- (3) その他理事長が必要と認めた者

2 前項第2号及び同項第3号の委員は、理事長が指名する。

3 第1項第2号及び同項第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、理事長をもって充てる。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長が決定する。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学及び短大の自己点検・評価活動の評価に関する事項
- (2) 大学及び短大の内部質保証の評価に関する事項
- (3) その他委員長が必要と認めた事項

(事務)

第6条 委員会の事務は、大学評価・I R室が行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事小委員会の議決によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和2年7月21日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に理事長が指名する委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

九州産業大学・九州産業大学造形短期大学部 内部質保証システム

